

太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 24 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

条例第 21 号

太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例（平成 13 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 67 号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第 4 条中「置く」の次に「ことができる」を加える。

第 7 条第 5 項第 2 号を次のように改める。

(2) 太子町暴力団排除条例（平成 25 年条例第 7 号）第 2 条各号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者等であるとき。

第 17 条を第 19 条とし、第 16 条の次に次の 2 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 17 条 教育委員会は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、教育委員会の指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）に会館の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、指定管理者は次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 会館の運営に関する業務

(2) 会館の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務

(3) 会館の使用の許可に関する業務

(4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

3 第 1 項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、第 5 条第 2 項中「教育委員会が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者はあらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第 6 条第 3 号中「教育委員会が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者はあらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第 7 条から第 9 条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第 10 条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「町長」とあるのは「指定管理者」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理

者」と、第 10 条の 2（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第 11 条から第 13 条中「会館職員」とあるのは「指定管理者」と、「館長」とあるのは「指定管理者」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第 14 条の見出し中「職員」とあるのは「指定管理者」と、同条中「会館職員」とあるのは「指定管理者」と、第 15 条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第 16 条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、別表 1 及び別表 2 中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

（利用料金）

第 18 条 前条第 1 項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、町長は利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金は、別表 1 及び別表 2 に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

別表 1 中

「

会議室	2,300	3,000	3,000	5,300	6,000	8,300
-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------

」を

「

会議室	1,800	2,400	2,400	4,200	4,800	6,600
-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------

」に、

「

和室	第一	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300
	第二	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300
	茶室	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300

」を

「

和室	1,800	2,400	2,400	4,200	4,800	6,600
----	-------	-------	-------	-------	-------	-------

」に

改め、同表の備考に次の備考を加える。

4 斑鳩公民館に登録している自主活動グループ又は団体が、会議室又は和室を使用する場合の使用料は、太子町立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 41 年条例第 20 号）別表 1 中「斑鳩公民館」の項及び同表備考を適用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の別表 1 の規定は、令和 9 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表 1 の規定は、令和 9 年 7 月 1 日以降の使用に係る使用料について適用し、同日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。